

住宅応急修理見積書

見積金額（応急修理分） 円（被災者負担分 円）

工 事 名 称	対象 (※1)	数 量	単価（税抜）	金額（税抜）	備 考
小 計				円	
消 費 税				円	
合 計				円	
(内訳) 応急修理分				円 (※2)	
被災者負担分				円	

※1 住宅の応急修理の対象となる工事について「○」を、対象とならない工事については「×」を記入してください

※2 1世帯あたりの限度額^(注)を超える部分の工事については被災者負担分に計上してください
(注) 1世帯あたりの限度額：最大 71 万 7 千円（準半壊の場合は 34 万 8 千円）

上記のとおり見積もり致します

令和 年 月 日

(指定業者名)

住 所

(添付書類)

会 社 名

代表者名

印

・修理予定箇所の施工前写真

申込者現住所

上記見積内容を確認いたしました。

住宅応急修理申込者

印

(自署による場合は押印省略可)

(市記入欄)

受付番号	受付担当者名

住宅応急修理見積書

見積金額（応急修理分） 717,000 円（被災者負担分 42,000 円）

工 事 名 称	対象 (※1)	数 量	単価（税抜）	金額（税抜）	備 考
1 仮設工事	○	一式	●●●円	140,000 円	屋根工事の仮設
2 木工事					
外壁修繕					
筋交●mm×●mm	○	●m ²	●●●円	50,000 円	壁下地修繕
合板●mm×●mm	○	●枚	●●●円	100,000 円	
開口部補強					
杉板●mm×●mm	○	●m ²	●●●円	30,000 円	サッシ枠修繕
金物	○	一式	●●●円	30,000 円	外壁補修用
施工費	○	●人	●●●円	30,000 円	
3 屋根工事					
養生	○	●枚	●●●円	30,000 円	ブルーシート
板金工事	○	一式	●●●円	150,000 円	
雨樋	○	一式	●●●円	50,000 円	
施工費	○	●人	●●●円	50,000 円	
4 畳工事					
畳の取替	×	●人	●●●円	30,000 円	老朽化による取替
小 計				690,000 円	
消 費 税				69,000 円	
合 計				759,000 円	
（内訳） 応急修理分				717,000 円（※2）	
被災者負担分				42,000 円	

※1 住宅の応急修理の対象となる工事について「○」を、対象とならない工事については「×」を記入してください

※2 1世帯あたりの限度額^{（注）}を超える部分の工事については被災者負担分に計上してください
（注）1世帯あたりの限度額：最大71万7千円（準半壊の場合は34万8万円）

上記のとおり見積もり致します

令和 ●年 ●月 ●日

（指定業者名）

住 所 岐阜県●●市●●1-2-3

（添付書類）

会 社 名 株式会社●●工務店

印

・修理予定箇所の施工前写真

代表者名 代表取締役 ●● ●●

申込者現住所

岐阜県●●市●●1-2-3

上記見積内容を確認いたしました。

住宅応急修理申込者

●● ●●

印

（自署による場合は押印省略可）

（市記入欄）

受付番号	受付担当者名

住宅応急修理見積書記入要領

1 住宅応急修理見積書の作成

申込者の希望する修理箇所について打合せの上、修理見積書を作成してください。

(1) 「工事名称」欄は、次のいずれで記入してもかまいません。

- ① 工事種別単位（仮設工事、木工事、屋根工事、窓工事、衛生設備工事等）
- ② 各工事単位（玄関庇修繕、外壁修繕、開口部修繕、養生、板金工事等）
- ③ 各材料単位（杉板〇ミリ×〇ミリ、合板〇ミリ厚、筋交〇ミリ×〇ミリ等）

※工事は施工箇所ごとに分けても結構です。

※できるかぎり工事内容がわかるように記載ください。（「●●一式」等の場合、対象となるか確認ができない場合がございます）

(2) 「対象」欄には、住宅の応急修理制度の対象となる工事については「○」を、対象とならない工事については「×」を記入してください。

(3) 「受付番号」、「受付担当者名」は記入しないでください。

市の担当者が記入します。

2 住宅応急修理見積書の提出

見積書は、3部作成してください。申込者に修理箇所や費用など見積内容を詳しく説明し、見積書の「住宅応急修理申込者記入欄」へ自署又は記名押印を受けてください。このとき、指定業者は、申込者に対して見積書の内容を正確に説明する責務を有します。

見積書に、被害状況、修理予定箇所を示す施工前の写真を添付し、申込者へ2部お渡しください。

（1部は市の申込用、1部は申込者の控え）

3 住宅応急修理見積書提出後の手続

見積書を審査後、住宅応急修理依頼書（様式第6号）が交付されますので、その旨を申込者へ連絡の上、工事を実施してください。申込者へは住宅応急修理決定通知書（様式第5号）が交付されます。

修理完了報告時には適用箇所の施工前・施工中・施工後の写真が必要となりますので、忘れずに撮影をお願いします。

4 修理完了後の手続

修理完了後、指定業者は住宅応急修理完了報告書（様式第7号）及び応急修理代金請求書（様式第8号）を住宅相談窓口に提出し、応急修理に要した費用を市に請求してください（被災者負担分費用については、申込者に直接請求してください）。市で審査を行った上、工事業者に費用をお支払いします。

なお、工事内容の最終確認の結果、応急修理の内容及びその費用によっては対象外となる場合もありますのでご了承ください。